

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課) 区
宮城県仙台市青葉1番
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

ページ

○ 行政機関設置条例の一部を改正する条例	(人事課)	二
○ 職員定数条例の一部を改正する条例	(同)	二
○ 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部生活安全企画課)	二
○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(人事課等)	三
○ 知事等の給与の特例に関する条例	(人事課)	四
○ 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	五
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六
○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	七
○ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	三五
○ 教育長の勤務時間等に関する条例	(教育庁総務課)	三六
○ 貸付資金に関する特別会計条例の一部を改正する条例	(財政課)	三六
○ 手数料条例の一部を改正する条例	(同)	三六
○ 文化財保護条例の一部を改正する条例	(教育庁文化財保護課)	三八
○ 公安委員会関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部交通企画課)	三八
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する法律	(税務課等)	四二
○ 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	(同)	四二

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(市町村課)	四三
○ 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四四
○ みやぎ食の安全安心推進条例の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課)	四四
○ 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	(同)	四五
○ 食品衛生取締条例等の一部を改正する条例	(食と暮らしの安全推進課等)	四七
○ 消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例	(消費生活・文化課)	四九
○ 青少年健全育成条例の一部を改正する条例	(共同企画社会推進課)	四九
○ 社会福祉施設条例の一部を改正する条例	(保健福祉総務課)	五〇
○ 地域医療介護総合確保推進委員会条例	(医療整備課)	五一
○ 歯科技工士国家試験委員条例を廃止する条例	(同)	五二
○ 看護学生修学資金貸付条例及び被災地域看護職員確保対策修学資金貸付条例の一部を改正する条例	(同)	五二
○ 介護基盤整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(長寿社会政策課)	五二
○ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五二
○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五三
○ 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五四
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五五
○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	(同)	五五
○ 慢性疾病児童等地域支援協議会条例	(疾病・感染症対策室)	五九
○ 子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て支援課)	五九
○ 婦人保護施設条例の一部を改正する条例	(同)	六〇

条 例

- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 六〇
- 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 (同) 六〇
- 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例 (同) 六〇
- 自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例 (同) 六一
- 緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例 (雇用対策課) 六一
- 森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例 (林業振興課) 六一
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例 (防災砂防課) 六一
- 宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例 (建築宅地課) 六一
- 建築士法施行条例の一部を改正する条例 (同) 六三
- 建築基準条例の一部を改正する条例 (同) 六三

行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第一号

行政機関設置条例の一部を改正する条例

行政機関設置条例(昭和三十三年宮城県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「田子三丁目まで」の下に、「田子西二丁目、田子西三丁目」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三七〇人」を「四、三三三人」に、「三、八三一人」を「三、八〇一人」に改め、同項第十号中「二八、九七三人」を「二八、九三六人」に改め、同条第三項中「二七二人」を「二二六人」に、「二七〇人」を「二六九人」に、「一、一〇七人」を「一、〇九九人」に、「一、一四六人」を「一、一三六人」に、「一、一八一一人」を「一、一七一一人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和四十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

迷惑行為防止条例

第一条及び第二条中「公衆」を「人」に、「暴力的不良行為等」を「行為」に改める。

第三条第一項中「次の各号に掲げる行為」を「多数でうるつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客等の公衆に対し、いいがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「ゆえなく」を「故なく」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(卑わいな行為の禁止)

第三条の二 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥させ、又は人に不安を覚えさせるような次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 衣服その他の身に着ける物(以下「衣服等」という。)の上から又は直接人の身体に触れること。
- 二 人の下着又は身体(これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下「下着等」という。)をのぞき見すること。
- 三 人の下着等を撮影し、又は撮影する目的で写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器(以下「写真機等」という。)を向け、若しくは設置すること。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十五号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「二級建築士免許証」を「法第五条第三項の規定により二級建築士免許証」に改め、「又は再交付」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二の二 二級建築士免許証又は木造建築士免許証の再交付を受けようとする者 五千九百円

第八条第一項第二号中「又は再交付」を削り、同項に次の一号を加える。

三 二級建築士免許証明書又は木造建築士免許証明書の再交付を受けようとする者 前条第一項第二号の二に掲げる額に相当する額

附 則

この条例は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第四十六号

建築基準条例の一部を改正する条例

建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「第一条の三の表の(イ)項」を「第一条の三の表一の(イ)項」に改め、「(し)尿浄化槽の見取図を除く。」を削る。

第十七条の二の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(建築物に関する構造計算適合性判定手数料)」を付し、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

法第六条の三第一項の規定による構造計算適合性判定の申請又は法第十八条第四項の規定による構造計算適合性判定の求めをしようとする者からは、当該申請又は求めに係る建築物一棟につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の手数料を徴収するものとする。

第十七条の二第一項第一号中「第二十条第二号イ」を「第二十条第一項第二号イ」に、「同条第二

号イ」を「同項第二号イ」に改め、同号の表中

十四万円
十六万円
十八万円
二十二万円
三十六万円

を

に改め、同項第二号の表中

十八万円
二十四万円
二十七万円
三十六万円
六十四万円

を

十七万六千円
二十三万六千円
二十六万六千円
三十五万六千円
六十三万六千円

に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、法第二十条第二項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされる部分がある建築物については、当該部分をそれぞれ別の棟とみなして、前項の規定を適用する。

第十七条の二第三項中「通知」を「求め」に改める。

第十七条の三を削る。

第十八条第一項、第四項及び第五項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める。

第十八条の二第一項中「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改める。
第十八条の三中「第十八条第十八項」を「第十八条第二十項」に、「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める。

第十九条の表一の項中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号又は第十八条第二十四項第一号若しくは第二号」を加え、「承認」を「認定」に改め、同表十八の二の項の次に次のように加える。

十八の二の二 法第六十条の三第一項の規定による建築物の高さに関
する特例の許可を受けようとする者 十六万円

第十九条の表十八の三の項中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十七条の三第三項第二号」に改め、同表十八の四の項中「第六十七条の二第九項第二号」を「第六十七条の三第九項第二号」に改め、同表三十六の項の次に次のように加える。

三十六の二 令第三百三十七条の十六第二号の規定による既存の建築物
の移転に関する建築基準法令の適用除外に係る認定を受けようとする者 二万七千円

第二十条中「又は通知」を「通知又は求め」に、「第十七条の三第一項」を「第十七条の二第一項」に改め、「規定による」の下に「申請又は」を加える。

第二十一条第二項中「第十七条の二及び第十八条」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第十五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号）附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条第二項の規定による通知がされた建築物に係る改正前の第十七条の三第一項に規定する手数料については、なお従前の例による。